（表　面）

様式第２号（第６条関係）

誓　　約　　書

杵築市長　様

飼い主のいない猫の不妊去勢手術を受けるにあたり、下記の事項を誓約します。

　なお、市が必要な場合は、大分県警察本部に紹介することについて承諾します。

記

【杵築市暴力団排除条例に基づくもの】

１　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）　暴力団員が役員となっている事業者

（４）　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（５）　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

（６）　暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

（７）　暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に避難される関係を有している者

（８）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　１の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でありません。

（裏　面）

【杵築市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱に基づくもの】

１　市内で保護した飼い主のいない猫で間違いないこと

２　耳先カット措置（V字型）を実施すること（雄 右耳、雌 左耳）

３　猫の体調不良等により動物病院が手術を中止した場合、要した費用の全額を自らの負担とすること

４　手術及びそれに伴う処置の実施により生じた事故等について、獣医師及び市長の責任は問わないこと

５　手術を受けさせる飼い主のいない猫が既に手術済みであることが判明した場合、耳先カットを行うこと

６　手術後に飼い主が判明した場合、飼い主と自らの間で処理すること

７　手術後は、完全室内飼育できる環境で終生飼養できる飼い主を探し、引き渡すよう努めること

８　手術後に飼い主のいない猫を元の生息場所に戻す場合は、活動状況等地域の理解を得るとともに、近隣に迷惑が及ばないよう終生にわたり餌、ふん尿等の適正な管理に努めること

年　　月　　日

申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　杵築市

氏　名（団体名及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号